

第2回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成28年5月23日(月)午後3時00分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所7階会議室

3 定数及び出席委員数 定員16名 現員16名

4 出席委員 15名

1番 保坂正雄

2番 石渡正明

3番 切替三夫

4番 奥野元好

5番 地引正和

7番 有原敏夫

8番 若林豊

9番 渡邊美代子

10番 露崎春雄

11番 山口武夫

12番 中川喜一郎

13番 小泉勝彦

14番 山口勝久

15番 関根芳夫

16番 石塚康夫

5 欠席委員 1名

6番 注連野千佳代

6 出席事務職員 3名

菊池事務局長

在原副参事

高品副主査

開 会

平成28年5月23日午後3時02分 開会

○議長（地引正和君） ただいまより第2回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、16名中15名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。6番、注連野千佳代委員でございます。

議事録署名委員の指名

○議長（地引正和君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

7番、有原敏夫委員、8番、若林豊委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

農地法第3条許可申請で、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題としますが、委員本人にかかわる案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与できませんので、審議が終わるまで関係委員の退席を求めます。

番、 委員。

〔 番 委員退席 〕

○議長（地引正和君） それでは、議案第1号の1について事務局の説明を求めます。

高品君、お願いします。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の1についてご説明申し上げます。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成28年4月15日付で提出がありました。本件申請内容につきましては、譲り渡し人は、高齢で認知症になり1人で生活ができなくなったため、施設に入所することになりました。そして、千葉家庭裁判所木更津支部から成年後見人が定められ、高齢で後継者もいないため財産を整理したいとのことです。譲り受け人は、もともと対象の農地を以前から借りて耕作していました。また、その隣接地も所有しており、耕作に便利であることから売却の要望を受けるとのことです。

総会資料1ページから2ページの位置図をごらんください。場所は、三ツ作字大宮台です。現地を確認したところ、現地は畑で耕作されておりました。

総会資料3ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。

農機具等については、耕作に必要な機械は一通りそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で560日従事しており、基準の150日以上従事している要

件を満たしております。

下限耕作面積要件におきましては、耕作している面積が50アール以上あり、要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1番、保坂正雄委員。

○1番（保坂正雄君） 1番の保坂です。5月12日の10時に申請人のさんと立ち会いのもと、現場確認をしました。現地は耕作されており、きれいな状態で特に問題はありませんでした。この場所は、議案資料のとおり根形公民館から鎌倉街道を東に行った場所の畑です。農機具や耕作面積については、事務局が言われたとおりでございます。それから、耕作していない土地はないとのことでした。また、私が見る限りでは特に問題はないと思います。皆様のご審議をお願いします。

以上でございます。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について賛成の方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

では、委員をお願いいたします。

〔 番 委員着席 〕

○議長（地引正和君） 次に、議案第1号の2について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の2についてご説明申し上げます。

それでは、議案の1ページをごらんください。本件は、平成28年4月20日付で提出がありました。

本件申請内容につきましては、譲り渡し人は、高齢となり農業の後継者もいないため、労働力不足であることから農地を売却したいとのこと。譲り受け人は、袖ヶ浦市大曾根に畑を4筆所有しており、その所有農地に対象農地は近く、耕作上便利であることから売却の申し出を受けるとのこと。

総会資料4ページから5ページの位置図をごらんください。場所は、大曾根字上ノ台です。現地を確認したところ、現地は畑で管理されておりました。

総会資料6ページをごらんください。譲り受け人は、市外在住者なので、君津市農業委員会で取得した農業経営の実態証明書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。

農機具等については、実態証明書の中段、右側に記載されていますが、その他にも草刈り機や農用車を所有されているということで、このことから農地を耕作するために必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業従事日数につきましては、世帯で347日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が50アール以上あり、要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、農薬等の使用方法について十分に注意し、地域の防除基準に従って耕作していくとのこと。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1番、保坂正雄委員。

○1番（保坂正雄君） 5月11日の2時に申請人のさんと立ち会いのもと、現場確認をしました。現地は耕作されており、きれいな状態で特に問題はありませんでした。それで、この場所は議案資料のとおり、館山道付近の根形台の畑でございます。農機具や耕作面積については、事務局が言われたとおりで、それから耕作については君津市農業委員会会長、四宮さんの証明があります。また、私が見る限りでは特に問題はないと思いますので、皆さんの審議をお願いします。

以上です。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。どうぞ。

○7番（有原敏夫君） 7番、有原です。この譲受人のさんは、住所が君津市ですけれども、この畑には通いで作業をするということですか。随分距離があるようだけれども、どういうことになっているのでしょうか。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。本人への聞き取りによりますと、通いでこちらのほうに耕作するという事です。ちょっとここには載っていないのですが、本人所有の農地が大首根のほかのところに畑を4筆保有されており、そちらとあわせて耕作に来たいということです。

以上です。

○議長（地引正和君） どうぞ。補足があれば。

○1番（保坂正雄君） さんですけれども、君津ですけれども、トラクターを小さいのを買って小屋を建ててやるということで、向こうだと大根とか根菜類は、うちのほうの根形台とか、ああいうところのほうがおいしいからということでした。

○議長（地引正和君） いいですか。

ほかに質疑はございませんか。どうぞ。

○2番（石渡正明君） 2番の石渡です。証明願いで代理人、申請人の さん、代理人で さんですか、お父さんが代理人になっていると思いますが、あえて代理人を立てている理由について、質問させてください。

○議長（地引正和君） 高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局、高品です。今回のこの代理人についてなのですけれども、 さんご本人さんが証明をとりに行けないということから、代理人の父親に依頼し書面をとってきていただいて添付資料として使っているというような状況です。

以上です。

○2番（石渡正明君） わかりました。

○議長（地引正和君） いいですか。

○2番（石渡正明君） はい。

○議長（地引正和君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の3について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の3についてご説明申し上げます。

議案の2ページをごらんください。本件は、平成28年5月6日付で提出がありました。本件申請内容につきましては、譲り渡し人は、遠方のため耕作管理ができないことから売却したいとのことです。譲り受け人は、農地が自宅から近く、耕作に便利であることから購入したいとのことです。

総会資料7ページから8ページの位置図をごらんください。場所は、川原井字千歳田です。現地を確認したところ、現地は畑で耕されていました。

総会資料9ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、一部非耕作地があるとのことです。その農地は、山に面している田で、イノシシが出るため作物がつかれないとのことです。

農機具等については、耕作に必要な機械は一通りそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で500日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が50アール以上あり、要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、関根芳夫委員。

○15番（関根芳夫君） 15番の関根です。ただいま事務局からる説明があったとおりでございますけれども、本人が4月10日の日に、譲り受け人として さんが来宅いたしました。話を聞き4月11日に、ちょっと さん都合悪く、私、その場所わかりますから行って見ましたところ、先ほど地図で、7ページの丸印で囲ったところですが、 が左の奥のほうですね、そこから来て二股、ちょっと来て、これ川原井に1つしかない信号機です。それで、真下に、真下へ来ると林のほうへ幽谷分校ですね、これを右へ行って300メートルぐらいの右側ですね。十何メートルの、100メートルか、1反1畝ですから、細長い田んぼで、これが南総昭和線でいい場所にあるということです。それから、左側に 、その前が さんです。歩いても行ける。女房が車も乗れないし一輪車でも行けるからということで、近くていいということで、そのようなお話がございました。本人は、今の東側で昔草競馬、川原井競馬って有名だったのです。その跡地で 、収穫体験農園を観光協会に入ってやっていますけれども、非常に農業熱心な方で、事務局の説明のとおり機械も

そろっております。現地も耕うんされており、落花生をやってみようか。ただ、アナグマが出るとかイノシシが出るからなというようなことを話していましたが、

以上です。よろしくご審議をお願いします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号の3について賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の3については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の4について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の4についてご説明申し上げます。

議案の2ページをごらんください。本件は、平成28年5月2日付で提出がありました。本件申請内容につきましては、譲り渡し人は、市の道路整備事業に伴う用地買収により残地が不正形となり、水田として耕作がしづらくなってしまったため、売却したいとのことです。譲り受け人は、農機具を置いている農業用倉庫が対象地に隣接しており、耕作上便利であることから売却の申し出を受けるとのことです。また、今後は軽微な農地改良の届け出を提出し、畑として利用し、露地野菜を作付する予定とのことです。

総会資料10ページから11ページの位置図をごらんください。場所は、横田字成竹前です。現地を確認したところ、現地は田で耕作されておりました。

総会資料12ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。

農機具等については、申告書に記載されていますが、そのほかにトラクターは近所の方から借用し、もみすり乾燥機等に関する作業は、同じく近所の方に作業委託しているとのことです。今回取得しようとしている農地を耕作するために必要な機械についてはそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で210日としており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。申請者の従事日数が30日と少なくなっているのは、今まで父親が行っている水稲栽培の手伝いをしている日数であり、農地の取得後は、畑作を中心として年間200日程度従事する予定とのことです。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が50アール以上あり、要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、若林豊委員。

○8番（若林 豊君） 8番、若林です。現地調査は5月13日の午前中に行いました。今事務局から説明がありましたとおり、市の買い上げた土地の残り分を今回売りたいとのことですので、市の土木課ですか、関係者の立ち会いのもと現地確認を行いまして、場所が横田駅の北側になりまして、県道長浦線と通称三番線、その交差十字路の角地でございます。昔の1反田で、約7畝ほど市道拡幅工事にかかり、残りの約3畝ですか、これを今回譲りたいということでございます。場所的にも先ほど話したとおり3畝しかないので、水稲として今後作付するには機械等が入りにくいということで、今後は畑として購入者は栽培したいということでございます。市道の拡幅ということがございますのでいたし方ないかというふうに考えますけれども、皆様方のご審議、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の4について賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

〔何事が言う人あり〕

○議長（地引正和君） もう一度挙げてください。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） わかりました。賛成全員でございます。

よって、議案第1号の4については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の5について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の5についてご説明申し上げます。

議案の2ページをごらんください。本件は、平成28年5月2日付で提出がありました。本件申請内容につきましては、譲り渡し人は、遠方で管理ができないことから、今まで管理を依頼していた弟に農地を贈与したいとのことです。譲り受け人は、姉妹である所有者3名からの申し出を受け、これに応じるとのことです。

総会資料13ページから14ページの位置図をごらんください。場所は、横田字上武田です。現地を確認したところ、現地は畑でトウモロコシが作付され、きちんと管理されておりました。

総会資料15ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。

農機具等については、耕作に必要な農機具は一通りそろっているものと思われれます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で480日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が50アール以上あり、要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、若林豊委員。

○8番（若林 豊君） 現地調査を12日の午前中に行いました。現地は今言ったように畑になっており、トウモロコシとイチジクが植えてありました。非常にきれいに手入れしてありました。今ご説明があったとおり、相続でとりあえず兄弟3人の子に譲ったのですけれども、その方が遠方で今後その管理ができないということで弟さんのほうに譲りたいという話でございまして、弟さんのほうがこれから畑として管理していくということでございますので、問題ないというふうに考えました。

ご審議のほど、お願いしたいと思います。

○議長（地引正和君） 次に、権利者住所地農業委員として意見を求めます。

16番、石塚康夫委員。

○16番(石塚康夫君) 16番、石塚です。今若林委員のほうから説明がありましたとおりでございます。もともと昭和49年に祖父から相続が発生した時点で、この3名の方が万が一家を建てることであっては困るということで一部相続をしたという案件でございます。それをだからもとの生家に返すと。管理も今までどおりやられておりますし、譲り受け人の本人も県庁勤務をしながら、地元平川土地改良区の理事長まで歴任された方でございます。人望の厚い方でございますので、私の見た限りでは全く問題がないと思います。

以上でございます。

○議長(地引正和君) 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(地引正和君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(地引正和君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の5について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(地引正和君) 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の5については許可と決定いたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長(地引正和君) 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案第2号の1について事務局の説明を求めます。

在原君。

○事務局(在原浩一君) 事務局、在原です。議案第2号の整理番号1についてご説明いたします。

議案3ページをごらんください。本件は、市内の社会福祉法人が、市内在住の個人から申請地を売買により取得し、申請地13平方メートルと宅地2筆により、隣接地に建設する障害者施設の通路用地として転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。なお、本件については、平成28年5月6日に申請書の提出がなされております。

総会資料16ページの位置図をごらんください。申請地は、平川行政センター、JR久留里線東横田駅の東側に位置し、それぞれが200メートル以内にあることから第3種農地であると判断されます。

通路の概要については、総会資料17ページのとおりであり、幅員が約6メートルで、砕石敷き、雨水については、自然浸透により対応いたします。総会資料18ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

7番、有原敏夫委員。

○7番（有原敏夫君） 7番、有原です。5月18日11時ごろ、譲渡人と譲受人の代理人である 事務所の 氏と、こちらからは石塚委員と私の3名で現地立ち会いを行い説明を受けました。現地は、百目木地先のJR久留里線東横田駅から東に150メートルに位置しております。譲受人である社会福祉法人 さんは、市内 で障害者施設を運営しており、今回の申請地に隣接する場所において新たに障害者施設を建設する予定になっており、既に農地法の転用許可を受けており、間もなく建設工事が開始されるとのことでした。今回の申請箇所については、建設予定の施設への進入路を設置したいとのこと、当初の計画では県道側からの出入りのみとしていましたが、駅方面からの利用者の利便性と安全面から、今回の申請箇所を使用した出入り用の通路も整備したいとのことでした。今回の申請地の転用については、面積も小さく、隣接する農地についてはビニールハウスということもあり、影響はないと思われれます。

説明は以上です。審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） ありがとうございます。

また、調査に同行した石塚康夫委員から補足説明があればお願いいたします。

○16番（石塚康夫君） 特にございません。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

議案第3号 買受適格証明書発行の件（耕作目的）

○議長（地引正和君） 次に、議案第3号 買受適格証明書発行の件を議題とします。

議案第3号の1について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案の4ページをごらんください。本件は、平成28年5月2日付で提出がありました。

本件は、千葉地方裁判所が実施する競売に参加するために必要な買受適格証明書の発行にかかわる案件です。競売の入札期間は、平成28年6月22日から平成28年6月29日までとなっております。

総会資料19ページから20ページに位置図を、21ページから22ページに物件目録を載せてあります。場所は、野田の字下野田です。現地は畑ですが、雑草が生えており、雑木も見られ、耕作されておりました。しかしながら、申請者の さんに確認したところ、雑草は所有している大型トラクターを使って耕すことができ、雑木については所有している油圧ショベルで抜根し、耕作が可能なように整備できるとのことでした。本件は、競売で落札ができた場合に農地を取得することになりますので、農地法第3条の許可申請についても許可相当であるか、あわせてご審議をお願いします。

農地法第3条の申請内容につきましては、譲り受け人においては、自作地に近く便利であり、農業経営規模拡大のため取得したいとのことでした。

総会資料23ページに、「所有農地および耕作地に関する申告書」を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、本人への聞き取りによりますと、所有している農地の中に一部耕作をしていない農地があるとのことでした。その農地は、業者が一時転用の許可を受け農地造成を行っていましたが、その事業の完了の協議中とのことでした。

農機具等については、申告書の2の営農状況Bに記載されていますが、そのほかにも定植機や収穫機を所有されています。このことから農地を耕作するために必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で550日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が50アール以上あり、要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、地域の利用調整に協力し、農薬等の使い方についても地域の防除基準に従って耕作していくとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見を求めます。

11番、山口武夫委員。

○11番（山口武夫君） 11番、山口。14日の午後、本人と現地を確認したところ、今、高品さんから説明があったとおり、畑やら荒れておりました。だから、本人にこれがきれいに耕作しなくてはいけないと言ったら、大きなトラクターでやりますからということでした。よろしくお願いします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第3号の1については、買受適格証明書発行の件であり、証明書の交付並びに附帯決議として、執行機関において落札した場合は、農地法第3条許可指令書を交付することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については、申請のとおり買受適格証明書の交付をすること並びに落札した場合は、農地法第3条許可指令書を交付する附帯決議を可決することと決定いたしました。

平成28年度第2次農用地利用集積計画承認の件

○議長（地引正和君） 次に、議案第4号 平成28年度第2次農用地利用集積計画承認の件を議題いたします。

議案第4号について事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第4号についてご説明いたします。

農用地利用集積計画書（案）の6ページをお開きいただきたいと思います。今回の申請は、利用権の設定が6件で157.94アールとなっております。個々の内容につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

今回利用権設定を受ける方の経営状況等が記載されております。申請面積及び現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。

さんですが、申請面積は11.95アールで更新です。

さんですが、申請面積は新規設定のもので30.23アール、更新のもので38.96アールです。

さんですが、申請面積は39.30アールで更新です。

さんですが、申請面積は32.05アールで更新です。

さんですが、申請面積は5.45アールで新規設定となっております。

説明は以上でございます。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

報告事項

議長（地引正和君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

在原君。

○事務局（在原浩一君） 事務局、在原です。報告第1号についてご報告いたします。議案5ページをごらんください。農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、報告いたします。なお、専決処理期間は、平成28年4月1日から平成28年4月30日までで1件です。

続きまして、報告第2号についてご報告いたします。議案6ページから8ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、報告いたします。なお、専決処理期間は、平成28年4月1日から平成28年4月30日までで11件です。

報告は以上でございます。

○議長（地引正和君） 報告は以上です。

その他

○議長（地引正和君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員の皆さんから何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 事務局から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） これにて本日の日程は全て終了いたしました。

閉 会

○議長（地引正和君） これをもちまして第2回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後3時50分 閉会